

令和8年第1回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和8年3月3日午前9時27分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（11名）

1番	井 溪 港 斗	2番	栗 田 八 郎
3番	平 田 美 穂	4番	大 石 哲 雄
5番	山 本 哲 也	6番	正 垣 耕 平
7番	家根谷 美智子	8番	中 井 照 恵
9番	吉 本 和 広	10番	谷 端 清
11番	檜 木 正 行		

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 笠松 昭 宏 主 幹 山 根 愛

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町 長	奥 田 誠	副 町 長	山 本 敏 章
教 育 長	宮 内 一 裕	会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	檜 山 裕 子
総 務 課 長	十 河 貴 子	総 務 課 副 課 長	目 良 大 敏
振 興 課 長	芝 健 治	振 興 課 副 課 長	山 根 康 生
税 務 課 長	三 浦 誠	税 務 課 副 課 長	小 倉 一 仁
住 民 課 長	笠 松 由 希	住 民 課 副 課 長	木 村 弘 行
福 祉 課 長	木 村 陽 子	福 祉 課 副 課 長	平 岩 晃
福 祉 課 副 課 長	出 羽 正 典	長 寿 課 長	宮 本 真 里
建 設 課 長	谷 本 和 久	建 設 課 副 課 長	檜 本 貴 寿

上下水道課長	谷 本 誠	上下水道課 副 課 長	陸 平 将 史
教育委員会 事務局 長	瀬 田 和 哉	教育委員会 事務局 副 局 長	吉 田 忠 弘
教育委員会 事務局 学校給食 センター 所 長	芦 口 正 史		

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 1 号 上富田町防災会議条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 5 号 上富田町公告式条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 6 号 上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 7 号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 8 号 上富田町消防団条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 9 号 上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する
条例
- 日程第 10 議案第 10 号 さわやか上富田まちづくり寄付条例の一部を改正する条
例
- 日程第 11 議案第 11 号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 12 号 上富田町半島振興対策実施地域における固定資産税の特
別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 13 号 上富田町立小学校及び中学校施設整備事業費準備基金条
例
- 日程第 14 議案第 14 号 上富田町水道事業給水条例等の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 15 号 令和 7 年度上富田町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 16 議案第 16 号 令和 7 年度上富田町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 17 議案第 17 号 令和 7 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算
（第 4 号）
- 日程第 18 議案第 18 号 令和 7 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 4
号）

- 日程第 19 議案第 19 号 令和 7 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 3 号）
- 日程第 20 議案第 20 号 令和 7 年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議案第 21 号 令和 7 年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第 2 号）
- 日程第 22 議案第 22 号 令和 8 年度上富田町一般会計予算
- 日程第 23 議案第 23 号 令和 8 年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第 24 議案第 24 号 令和 8 年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算
- 日程第 25 議案第 25 号 令和 8 年度上富田町特別会計介護保険予算
- 日程第 26 議案第 26 号 令和 8 年度上富田町特別会計宅地造成事業予算
- 日程第 27 議案第 27 号 令和 8 年度上富田町特別会計奨学事業予算
- 日程第 28 議案第 28 号 令和 8 年度上富田町特別会計朝来財産区予算
- 日程第 29 議案第 29 号 令和 8 年度上富田町水道事業会計予算
- 日程第 30 議案第 30 号 令和 8 年度上富田町下水道事業会計予算
- 日程第 31 議案第 31 号 町道路線の認定について
- 日程第 32 議案第 32 号 町道路線の変更について

△開 会 午前 9 時 2 7 分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 11 名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和 8 年第 1 回上富田町議会定例会を開会いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9 時 2 7 分

再開 午前 9 時 4 4 分

○議長（大石哲雄）

再開します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（大石哲雄）

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議長において 8 番、中井照恵君、9 番、吉本和広君を指名いたします。

△日程第 2 会期の決定

○議長（大石哲雄）

日程第 2 会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 23 日までの 21 日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から 3 月 23 日までの 21 日間に決しました。

△日程第3 諸般の報告

○議長（大石哲雄）

日程第3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（笠松昭宏）

諸般の報告をいたします。

令和7年12月定例会以降の議員活動並びに議員派遣の件及び地方自治法第121条の規定により出席要求した3月定例会の説明員については、お手元に配付しています。

また、本定例会までに提出のありました陳情書につきましては、写しをお手元に配付しておりますので、お目通しください。

次に、本定例会の一般質問の通告の締切りにつきましては、本日3月3日午後3時までとなっておりますので、質問内容を具体的に、また、質問の形式も記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大石哲雄）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和8年第1回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私とも誠にお忙しい中ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて感謝申し上げます。

本年度実施いたしました庁舎改修工事につきましては、工期どおり順調に完了し、現在、最終検査を待つ段階となっております。特に、長年の懸案でありましたエレベーターの設置につきましては、多くの町民の皆様が来庁される確定申告の時期に合わせ、供用を開始することができました。

本工事の実施に当たりましては、議員各位をはじめ皆様にご不便をおかけいたしました。が、温かいご理解とご協力を賜りましたこと、厚くお礼を申し上げます。

さて、本定例会に提出し、ご審議をお願いします議案につきましては、専決処分の報告1件、条例の一部改正9件、条例の制定1件、令和7年度一般会計・特別会計補正予算7件、令和8年度一般会計・特別会計予算9件、町道路線の認定・変更について2件

の合計 29 件であります。

なお、追加議案といたしまして、副町長及び教育委員会教育長の任命に関する案件 2 件、固定資産評価審査委員会委員及び朝来財産区管理委員会委員の選任に関する案件 3 件の計 5 件の人事案件を本定例会に提出いたします。

私は、3 期目のマニフェストとして 7 つの重点施策を掲げており、本定例会にはこの重点施策を具体的に推進するための第一歩となる議案を提出いたします。

議案第 5 号、上富田町公告式条例の一部を改正する条例案では、これまで町内 4 か所に設置していた掲示場を 1 か所に整理し、デジタル技術を活用して町公式ホームページに電子掲示場を設置します。

これは「デジタル技術を活用した行政サービスの向上」及び「町民の利便性の向上」を具体化するものであり、場所や時間を選ばずに情報を得られる環境を整えます。

次に、議案第 7 号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案では、令和 8 年 4 月に総務課内に設置する防災対策室を統括する室長の職を新設する必要があるため、所要の改正を行います。

今後におきましても、町民の生命と財産を守る防災・減災対策の強化に取り組んでまいります。

次に、議案第 13 号、上富田町立小学校及び中学校施設整備事業費準備基金条例案では、新たに基金を設置し、計画的に資金を積み立ててまいります。教育施設の整備には、将来的に多額の財源が必要となることから、「子どもたちが安心して学べる環境」と「災害時の避難所機能の強化」を早期かつ確実に実現するための財政基盤を確立してまいります。

次に、議案第 14 号、上富田町水道事業給水条例等の一部を改正する条例案では、災害等の非常時において、個人で所有する給水装置及び排水設備の復旧工事を迅速に行うため、本町の指定業者に加え、他の市町村長指定の業者でも工事を行えるよう所要の改正をいたします。

これは、大規模災害時に町内の指定業者だけでは対応し切れない事態を想定したリスク管理です。広域的な応援を受け入れやすくすることで、災害に強く持続可能な上下水道システムを構築し、万が一の際の早期復旧体制を確保して、町民の生命と暮らしを守ります。

次に、議案第 22 号、令和 8 年度上富田町一般会計予算案について概略を説明させていただきます。

令和 8 年度の一般会計予算は、前年度当初予算比で 3 億 3,200 万円減の 88 億 400 万円でございます。

令和8年度の予算編成方針としては、「明るく豊かで元気なひとづくり、まちづくり～知恵と創造の力を合わせる協働のまちづくり～」をテーマに掲げ、「第5次上富田町総合計画」及び「第2期上富田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、予算編成を行っております。

主な事業について申し上げます。

まず、子育て支援や高齢者福祉の環境改善の一環として、保育所や児童館、福祉センターなどの施設の照明のLED化を行います。

また、平成元年に整備された上富田町イノブタ団地の畜舎解体撤去事業を実施いたします。同施設は、現在は未利用施設となっており、土地を原状復帰した上で所有者に返還いたします。

続きまして、老朽化が進む上富田スポーツセンターの整備については、災害時の物資輸送拠点として大型トレーラーによる搬入及び搬出ルートを確保するため、多目的グラウンドの門扉を改修いたします。

テニスコートの人工芝は全面改修を行い、多目的グラウンド及び野球場については、スポーツDXソリューション導入事業を進めてまいります。

また、学校施設では上富田中学校体育館建て替えに向けた取り組みを進めてまいります。

以上のとおり、今回提案いたしました議案は、いずれも「未来を託す子どもたちが輝くまち」、そして「安全・安心・持続可能なまち」を実現するための具体的なアクションです。

町民の皆様とお約束したマニフェストをスピード感をもって実行に移してまいります。

今後とも、さらなる支援の充実を図るため、必要な財源を確保し、「未来を託す子どもたちが輝くまちづくり」の実現に向け施策を進めてまいりますので、何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

最後に、職員体制についてご報告いたします。

令和8年4月1日付の人事異動におきましては、新規採用職員3名を採用し、田辺周辺広域市町村圏組合へ職員1名を派遣いたします。

和歌山県との人事交流については、相互に1名の派遣・受入れを行うほか、住宅新築資金等貸付金回収管理組合への派遣期間満了に伴い、職員1名が帰任いたします。

また、現在実施中の第3次職員募集については、来る3月8日に第2次試験を行う予定としております。採用数を2名程度とし、採用時期は4月1日以降で合格者と調整いたします。

令和7年度の退職予定者は3名であり、これらを勘案した令和8年4月1日時点の職

員数は134名となる見込みです。

総数は前年と同数であります。育児休業等の取得状況を鑑み、体制が不足する部署については会計年度任用職員の配置により対応してまいります。

なお、令和8年4月1日時点の会計年度任用職員数は、105名を予定しております。

今後とも、行財政改革の継続的な推進を図り、事務事業の円滑な遂行と住民サービスの向上に努める所存です。議員各位におかれましては、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

△日程第4 報告第1号

○議長（大石哲雄）

これより、日程第4 報告第1号、上富田町防災会議条例の一部を改正する条例を議題といたします。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時57分

再開 午前 9時57分

○議長（大石哲雄）

再開します。

当局より報告内容の説明を求めます。

総務課長、十河君。

○総務課長（十河貴子）

よろしく願いいたします。

それでは、報告第1号につきまして説明させていただきます。

報告第1号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

記。

専決第2号、上富田町防災会議条例の一部を改正する条例。

令和8年3月3日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第2号、上富田町防災会議条例の一部を改正する条例。

上富田町防災会議条例の一部を別紙のように改正する。

令和8年2月16日専決、上富田町長奥田誠。

提案理由でございます。

水防法の一部改正に伴い、本条例において引用している条番号を整理する必要があるためとさせていただきます。

次のページをお願いいたします。3ページでございます。

上富田町防災会議条例の一部を改正する条例。

上富田町防災会議条例の一部改正。

上富田町防災会議条例の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第25条」を「第33条」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行するとしてございます。

参考資料として、次の4ページに新旧対照表を添付してございます。

5ページの一部改正の要旨で説明をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。

改正の趣旨といたしまして、水防法の一部改正により、水防計画に関する規定が同法「第25条」から「第33条」に改められたことに伴い、本条例第2条第3号において引用している条番号を整理する必要があるため、所要の改正を行っております。

改正の内容としましては、第2条第3号中、水防法「第25条」を「第33条」に改めるものでございます。

3、施行期日。

公布の日から施行するとしてございます。

以上、ご報告させていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

説明が終わりました。

これより、報告第1号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

本件は、議会の委任による専決処分であり、承認を要しませんので、これをもって報

告を終わります。

△日程第 5 議案第 5 号～日程第 3 2 議案第 3 2 号

○議長（大石哲雄）

次に、日程第 5 議案第 5 号、上富田町公告式条例の一部を改正する条例から日程第 3 2 議案第 3 2 号、町道路線の変更についてまで、28 件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

総務課長、十河君。

○総務課長（十河貴子）

よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第 5 号から議案第 9 号につきまして説明をさせていただきます。

議案書 6 ページをお願いいたします。

議案第 5 号でございます。

議案第 5 号、上富田町公告式条例の一部を改正する条例。

上富田町公告式条例の一部を別紙のように改正する。

令和 8 年 3 月 3 日提出、上富田町長奥田誠。

提案理由でございます。

条例及び規則の公布方法を改正するため、本案を提出するとしてございます。

次のページをお願いいたします。

上富田町公告式条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町公告式条例の一部改正。

上富田町公告式条例の一部を次のように改正する。

以下が改正案文でございます。

参考資料としまして、次の 8 ページに新旧対照表を、9 ページに一部改正の要旨を添付してございます。

9 ページの一部改正の要旨で説明をさせていただきます。

9 ページをお願いいたします。

改正の趣旨といたしまして、住民の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るため、条例及び規則の公布方法について、町公式ホームページに電子掲示場を設置するとともに、掲示場の整理を行います。

改正の内容としましては、町公式ホームページに電子掲示場を新設する。2 点目が、町内の掲示場 4 か所、現在、岩田公民館前、市ノ瀬の農村環境改善センター前、役場庁舎前、生馬出張所前の 4 か所にある掲示場を、役場本庁舎前の 1 か所に整理をいたしま

す。

3、施行期日は、令和8年4月1日から施行するとしてございます。

次のページをお願いいたします。

議案第6号でございます。

議案第6号、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を別紙のように改正する。

令和8年3月3日提出、上富田町長奥田誠。

提案理由でございます。

各種委員の職務の重要性と職責に鑑み、報酬額等を改正するため、本案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部改正。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

以下が改正案文でございます。

参考資料としまして、次の12ページに新旧対照表を、13ページに一部改正の要旨を添付してございます。

13ページの一部改正の要旨で説明をさせていただきます。

改正の趣旨といたしましては、近年の社会経済情勢の変化、近隣自治体との均衡、各種委員の職務の重要性と職責に鑑み、適正な報酬水準を確保する必要があるため、また、実態に即した支給方法とするため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございます。

各種委員の報酬額等の見直しにつきましては、記載のとおりでございます。

監査委員、農業委員会、公民館、保健衛生事故調査会、介護認定審査会委員につきまして、見直しを行っております。

3、施行期日は、令和8年4月1日から施行するとしてございます。

次のページをお願いいたします。

議案第7号でございます。

議案第7号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和8年3月3日提出、上富田町長奥田誠。

提案理由でございます。

新たな職の設置に伴い、所要の改正を行うため、本案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

職員の給与等に関する条例の一部改正。

職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2中「検査員」の次に「、室長」を加える。

附則。

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

参考資料としまして、次の16ページに新旧対照表を添付してございます。

17ページの一部改正の要旨で説明をさせていただきますので、17ページをお願いいたします。

改正の趣旨としまして、近年、自然災害の頻発化等により、防災対策の重要性が一層高まっていることから、住民の生命・財産を守るため、防災対策に関する業務を所管する「防災対策室」を新たに設置し、防災・減災対策の強化を図ることといたしました。

防災対策室の設置に伴い、同室を統括する「室長」の職を新設する必要があることから、所要の改正を行うものでございます。

2、改正の内容としまして、等級別基準職務表の職務の級5級（副課長級）に「室長」を追加しております。

3、施行期日は、令和8年4月1日から施行するとしてございます。

次のページをお願いいたします。

議案第8号でございます。

議案第8号、上富田町消防団条例の一部を改正する条例。

上富田町消防団条例の一部を別紙のように改正する。

令和8年3月3日提出、上富田町長奥田誠。

提案理由でございます。

消防団の定年を改めるため、本案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

上富田町消防団条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町消防団条例の一部改正。

上富田町消防団条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「60歳」を「65歳」に改める。

附則。

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

参考資料としまして、次の20ページに新旧対照表を添付してございます。

21 ページの一部改正の要旨で説明をさせていただきます。

21 ページをお願いいたします。

1、改正の趣旨としましては、消防団員数の減少が続く中、地域防災力の維持・強化を図るため、消防団員の定年年齢を引き上げ、消防団員の確保及び消防力の充実強化を図るため、所要の改正を行うものでございます。

2、改正の内容としましては、団員の定年の年齢を60歳から65歳に改めるものでございます。

3、施行期日。

令和8年4月1日から施行するとしてございます。

次のページをお願いいたします。

議案第9号でございます。

議案第9号、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を別紙のように改正する。

令和8年3月3日提出、上富田町長奥田誠。

提案理由でございます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

以下が改正案文でございます。

参考資料としまして、次の24ページから27ページに新旧対照表を添付してございます。

28ページの一部改正の要旨で説明をさせていただきますので、28ページをお願いいたします。

1、改正の趣旨としまして、非常勤消防団等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部改正に伴い、上富田町非常勤消防団員等に係る損害補償の補償基礎額等についての改正を行うものでございます。

改正の内容としまして、1点目が、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の改定でございます。

記載のとおり改定いたします。括弧内が現行の補償基礎額となっております。

2点目でございます。消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を9,700円から1

万円に。最高額を1万4,500円から1万5,000円に引き上げるものでございます。

3点目でございます。扶養に係る補償基礎額の加算額の改定でございます。

表に記載のとおり、改定をいたします。

3、施行期日。

令和8年4月1日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

振興課長、芝君。

○振興課長（芝 健治）

議案第10号についてご説明いたします。

29ページをお願いいたします。

議案第10号、さわやか上富田まちづくり寄付条例の一部を改正する条例。

さわやか上富田まちづくり寄付条例の一部を別紙のように改正する。

令和8年3月3日提出、上富田町長奥田誠。

理由としまして、事業区分を町の施策優先度に整理し、環境衛生施設の負担金にも充当できるよう「環境衛生の向上」を明記するとともに、町長裁量枠を拡大し、寄付金をより柔軟に活用できる仕組みを整備するため、本案を提出するものであります。

次のページをお願いいたします。

さわやか上富田まちづくり寄付条例の一部を改正する条例（案）。

さわやか上富田まちづくり寄付条例の一部改正。

さわやか上富田まちづくり寄付条例の一部を次のように改正する。

以下、改正案文でございますが、31ページに新旧対照表を参考資料として添付してありますので、31ページをお願いいたします。

新旧対照表の右手「旧」のところ、見出しの事業区分、第2条、第1号から「自然環境の保全に資する事業」、続いて第2号「子どもたちの健全な育成と安心安全なまちづくりに資する事業」、第3号「文化芸術及び生涯スポーツの振興に資する事業」、第4号「その他目的達成のために町長が必要と認める事業」の順序としていましたが、この度、新旧対照表の左手の「新」のほう、見出し事業区分、第2条、第1号から、町の最優先施策としております。

第1号は「子どもたちの健全な育成、子育て支援及び安心安全なまちづくりに資する事業」。この「子育て支援」を明記することで、こどもみらい家庭センターの充当根拠が明確となります。

第2号「文化芸術、生涯スポーツの振興及びスポーツ施設の整備に資する事業」。「スポーツ施設の整備」を明記することで、スポーツセンターの改修に充当する明確な根拠を規定します。

第3号「自然環境の保全及び環境衛生の向上に資する事業」。「環境衛生の向上」を追加することで、廃棄物処理や、し尿処理等の公衆衛生など、住民の生活環境を守るための施策全般に充当が可能となります。

第4号「町政全般に係る事業で、町長が特に必要と認めるもの」。これまでの「その他」という消極的な表現を「町政全般」に変更し、「特に必要と認める」という文言を追加することで重要性を強調しております。

そして、第2項です。「前項第4号に規定する事業には、前項第1号から第3号までに掲げる事業を含むものとする」。つまり「町長が特に必要と認めるもの」については、前項の第1号から第3号まで含むものとしております。

33ページをお願いいたします。

さわやか上富田まちづくり寄付条例の一部改正の要旨でございます。

1番、改正の趣旨です。

本条例は、寄付を活用したまちづくりを進めるため、平成20年に施行されたものです。その後、ふるさと納税制度が創設され、ポータルサイトを通じた寄付の受付が始まりましたが、最上位に表示される事業区分に寄付が集中し、町の重点施策である子育て支援やスポーツ施設整備に十分な財源を充当できていない状況にある。

このため、事業区分の順序を町の施策優先度に合わせて整理するとともに、一部事務組合等が整備する環境衛生施設の建設・更新に係る負担金にも充当できるよう「環境衛生の向上」を明記するものであります。

また、町長裁量枠を拡大し、寄付金をより柔軟かつ効果的に活用できる仕組みを整備するため、所要の改正を行うものであります。

3、施行期日は、令和8年4月1日から施行するとしてございます。

以上、何とぞご承認賜りますようお願いをいたします。

○議長（大石哲雄）

税務課長、三浦君。

○税務課長（三浦 誠）

よろしくをお願いいたします。

私からは、議案第11号、第12号についてご説明いたします。

34ページをお願いいたします。

議案第11号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

令和8年3月3日提出、上富田町長奥田誠。

改正の理由としまして、県統一に向け段階的に賦課割合を変動させる必要があること。また、健全で安定した国民健康保険事業運営を図るため、本案を提出するものであります。

次のページをお願いいたします。

上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町国民健康保険税条例の一部改正。

上富田町国民健康保健税条例の一部を次のように改正する。

以下、条例の改正案文でございます。

また、42ページから62ページまでは、参考資料として新旧対照表を添付していますので、恐れ入りますが、お目通しのほどをよろしくをお願いいたします。

詳細につきましては、63ページの要旨で説明をいたします。

63ページをお願いいたします。

まず、1、改正の趣旨につきましては、令和12年度の県統一に向け段階的に賦課割合を変動させる必要があります。また、健全で安定した国民健康保険事業運営を図るため、本条例を改正するものであります。

2、改正の内容でございます。

医療保険分につきましては、所得割の税率「100分の8.0」は改正ございません。被保険者均等割は「3万700円」を「3万900円」に、世帯別平等割は「3万2,100円」を「3万300円」に。

続いて、後期高齢者支援金分につきましては、所得割税率の「100分の2.5」は改正ございません。被保険者均等割は「9,900円」を「1万300円」に、世帯別平等割は「9,700円」を「9,400円」に。

続いて、介護保険分につきましては、所得割税率は「100分の1.9」を「100分の2.0」に、被保険者均等割は「1万800円」を「1万1,800円」に、世帯別平等割は「7,800円」を「8,100円」に。

続いて、新規に子ども・子育て支援金分が追加となってきます。

子ども・子育て支援法等の一部改正する法律の施行に伴い、令和8年度から子ども・子育て支援納付金の納付義務が課されたことによるものでございます。

こちらにつきましては、所得割の税率を「100分の0.3」に、被保険者均等割を「1,191円」に、世帯別平等割を「766円」と定めています。

3、施行期日につきましては、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続いて、議案第12号についてご説明いたします。

64ページをお願いいたします。

議案第12号、上富田町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和8年3月3日提出、上富田町長奥田誠。

改正の理由としましては、申請期限を明確に規定することにより、適正な課税事務の執行を図るため、本案を提出するものであります。

次のページをお願いいたします。

上富田町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正。

上富田町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を次のように改正する。

以下、条例改正案文でございます。

次のページに参考資料として新旧対照表を添付していますので、恐れ入りますが、お目通しのほどをよろしくお願いいたします。

詳細につきましては、67ページの要旨で説明をいたします。

67ページをお願いいたします。

まず、1、改正の趣旨につきましては、半島振興法に基づく固定資産税の特別措置について、申請期限を明確に規定することにより、適正な課税事務の執行を図るため、所要の改正を行うものです。

2、改正の内容でございます。

固定資産税の特別措置の適用を受けるための申請期限を「毎年1月31日まで」とする。

3、施行期日につきましては、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

教育委員会事務局長、瀬田君。

○教育委員会事務局長（瀬田和哉）

よろしくお願いたします。

私からは、議案第13号についてご説明申し上げます。

68ページをお願いします。

議案第13号、上富田町立小学校及び中学校施設整備事業費準備基金条例。

上富田町立小学校及び中学校施設整備事業費準備基金条例を別紙のように制定する。

令和8年3月3日提出、上富田町長奥田誠。

理由。

上富田町立小学校及び中学校施設整備事業費の資金を積み立てるため、本案を提出する。

次のページをお願いします。

上富田町立小学校及び中学校施設整備事業費準備基金条例（案）としまして、本条例の制定の要旨につきまして、添付の参考資料、上富田町立小学校及び中学校施設整備事業費準備基金条例の要旨で説明させていただきます。

次のページをお願いします。

上富田町立小学校及び中学校施設整備事業費準備基金条例の要旨でございます。

1、制定の趣旨。

上富田町立小学校及び中学校施設の整備に要する費用の財源に充てるため、上富田町立小学校及び中学校施設整備事業費準備基金を設置する。

2、制定の内容です。

第1条としまして、設置（基金を設置すること）。

第2条、積立（積立金については町の一般会計予算で定めること）。

第3条としまして、管理（現金の有利な保管）。

第4条、運用収益の処理（予算に計上し基金に編入すること）。

第5条、繰替運用としまして（現金を歳計現金に繰り替えて運用できること）。

第6条としまして、処分（事業実施の為に予算の範囲内で処分できること）。

第7条、委任（条例以外の必要な事項は町長が定められること）。

3、施行期日としまして、令和8年4月1日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

上下水道課副課長、陸平君。

○上下水道課副課長（陸平将史）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第14号についてご説明いたします。

71ページをお願いします。

議案第14号、上富田町水道事業給水条例等の一部を改正する条例。

上富田町水道事業給水条例等の一部を別紙のように改正する。

令和8年3月3日提出、上富田町長奥田誠。

理由。

災害その他非常の場合において、管理者が認めるときは、他の市町村長の指定を受けた者が給水装置工事及び排水設備に関する工事を行うことができるよう、所要の改正を行うため、本案を提出する。

次のページをお願いします。

上富田町水道事業給水条例等の一部を改正する条例（案）。

第1条では、上富田町水道事業給水条例を、第2条では、上富田町下水道条例を、第3条では、上富田町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正するものがあります。

72ページから73ページにつきましては、改正案文となっております。

参考資料としまして、74ページから76ページに新旧対照表を添付してございますので、お目通しのほどよろしくをお願いします。

改正内容につきましては、改正の要旨でご説明させていただきますので、77ページをお願いします。

上富田町水道事業給水条例等の一部改正の要旨。

1、改正の趣旨。

令和6年1月に発生した能登半島地震では、個人が管理する給水装置及び排水設備の復旧が遅れ、水が使用できない状況が長期化しました。給水装置工事及び排水設備工事を担う被災自治体の管理者が指定する指定給水装置工事事業者及び排水設備指定工事店が被災したことに加え、様々な工事の需要が集中したことにより、給水装置工事及び排水設備工事に係る事業者の確保が困難な状況となったことが主な要因とされました。

このことから、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長が指定した事業者にも工事を行わせる必要があると認めるときは、工事の実施が可能となるよう、条例等に規定を設けることについて、国土交通省からの通知により技術的助言がありました。

本件に対応するためには、指定給水装置工事事業者制度及び排水設備指定工事店制度の規定がある本条例の改正が必要となるため、所要の改正を行うものです。

2、改正の内容。

次に掲げる条例に規定する給水装置工事及び排水設備工事について、災害その他非常

の場合において、管理者が必要と認めるときは、他の市町村長又は他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせることができることとする。

- (1) 上富田町水道事業給水条例。
- (2) 上富田町下水道条例。
- (3) 上富田町農業集落排水処理施設の管理に関する条例。

3、施行期日。

公布の日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

総務課副課長、目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

私からは、議案第15号、それから議案第16号についてご説明をいたします。

78ページをお願いいたします。

まず、議案第15号の補正予算につきましては、令和7年度当初予算において、学校施設環境改善交付金の採択を前提として進めてきた小学校5校及び中学校における照明のLED化及び教室の改修事業に係る補正になっております。

照明のLED化につきまして、当初予定していた交付金が不採択となったことから、設計業務委託のみを実施することし、工事につきましては、教室の改修分を合わせて、改めて国の7年度補正予算での採択に向け、県との協議を進めてきておりました。

この度、令和8年2月24日付で交付金対象として採択がなされ、内定通知がございましたので、発注に必要となる補正予算案を提出し、工事着手に向けて進めるものとなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議案第15号、令和7年度上富田町一般会計補正予算（第8号）。

令和7年度上富田町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,380万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億6,445万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年3月3日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

15款国庫支出金では、補正前の額に127万6,000円を追加し、14億9,212万5,000円と定めております。

19款繰入金では、補正前の額から367万6,000円を減額、22款町債では、補正前の額に1,620万円を追加。

歳入合計では、補正前の額に1,380万円を追加し、98億6,445万1,000円と定めております。

歳出です。

9款教育費では、補正前の額に1,380万円を追加し、9億6,448万2,000円と定めております。

歳出合計では、補正前の額に1,380万円を追加し、98億6,445万1,000円と定めております。

次のページをお願いいたします。

「第2表 地方債補正」。

変更が1件でございます。

6、学校教育施設整備事業では、補正前の額から1,620万円を追加し、限度額を7,340万円と定めております。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、恐れ入りますが、お目通しいたきますようお願いいたします。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、このページから83ページまでは、恐れ入りますが、お目通しいたきますようお願いいたします。

それでは、内訳につきましては、歳出からご説明いたします。

86ページをお願いいたします。

3、歳出です。

9款教育費、2項小学校費では、補正前の額に250万円を追加。

1目小学校管理費では、町内小学校5校における照明設備をLED化とする改修工事請負費に係る追加補正分として補正前の金額9,950万円に250万円を追加し、1億200万円の工事請負費として措置するものとなります。250万円の追加につきましては、人件費、電設機器の単価上昇によるものとなります。

続きまして、3項中学校費では、補正前の額に1,130万円を追加。

上富田中学校における教室改修工事請負費330万円及び学校空調設備設置工事請負

費 5 5 0 万円につきましては、令和 8 年度より学級編制につきまして 4 0 人学級から 3 5 人学級へと移行が始まることに備え、進路指導室や学習室を普通教室へと改修するものになります。

照明設備改修工事請負費につきましては、小学校 5 校と同じく、照明設備を L E D 化する改修工事請負費に係る追加補正分として、補正前の金額 2, 1 0 0 万円に 2 5 0 万円を追加し、2, 3 5 0 万円の工事請負費として措置するものでございます。2 5 0 万円の追加につきましては、人件費、電設機器の単価上昇のほか、校舎、玄関ホールや体育館の舞台における仮設足場分について追加するものとなります。

それでは、歳入の説明に戻ります。

8 4 ページをお願いいたします。

2、歳入。

1 5 款国庫支出金、2 項国庫補助金では、補正前の額に 1 2 7 万 6, 0 0 0 円を追加。こちらにつきましては、教育費国庫補助金、空調設備に対する補助額 1 2 7 万 6, 0 0 0 円を措置してございます。

1 9 款繰入金、2 項基金繰入金では、補正前の額から 3 6 7 万 6, 0 0 0 円を減額。財政調整基金繰入金、こちらは教育債の借入割合の増に伴う調整となります。

続きまして、2 2 款町債、1 項町債では、補正前の額に 1, 6 2 0 万円を追加。教育債、L E D の改修の補正対応や教室増設に伴う追加により、起債の対象金額、起債充当率を見直しし、再算定を行った結果、1, 6 2 0 万円を追加措置するものとなります。

議案第 1 5 号の説明は、以上でございます。

続きまして、8 8 ページをお願いいたします。

議案第 1 6 号、令和 7 年度上富田町一般会計補正予算（第 9 号）。

令和 7 年度上富田町の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 2 億 4, 4 9 8 万 2, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 6 億 1, 9 4 6 万 9, 0 0 0 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第 2 条、地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

繰越明許費。

第 3 条、地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用するこ

とができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

令和8年3月3日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

10時55分まで休憩します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時53分

○議長（大石哲雄）

再開します。

引き続き説明をお願いいたします。

○総務課副課長（目良大敏）

それでは、89ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

1款町税では、補正前の額から4,520万円を減額し、20億2,438万4,000円と定めてございます。

14款使用料及び手数料では、補正前の額から19万7,000円を減額。

15款国庫支出金では、補正前の額から4,163万2,000円を減額。

16款県支出金では、補正前の額から2,274万3,000円を減額。

17款財産収入では、補正前の額に25万2,000円を追加。

18款寄付金では、補正前の額に120万9,000円を追加。

19款繰入金では、補正前の額から1億5,482万9,000円を減額。

21款諸収入では、補正前の額に55万8,000円を追加。

22款町債では、補正前の額に1,760万円を追加。

歳入合計では、補正前の額から2億4,498万2,000円を減額し、96億1,946万9,000円と定めてございます。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

1款議会費では、補正前の額から341万4,000円を減額し、9,338万2,000円と定めてございます。

2款総務費では、補正前の額から3,338万7,000円を減額。

3款民生費では、補正前の額から8,959万1,000円を減額。

4款衛生費では、補正前の額から697万2,000円を減額。

5款農林水産業費では、補正前の額から1,360万7,000円を減額。

6款商工費では、補正前の額から1,774万1,000円を減額。

7款土木費では、補正前の額から5,524万9,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

8款消防費では、補正前の額から165万2,000円を減額。

9款教育費では、補正前の額から2,336万9,000円を減額。

歳出合計では、補正前の額から2億4,498万2,000円を減額し、96億1,946万9,000円と定めてございます。

「第2表 地方債補正」。

変更が4件ございます。

1、庁舎整備事業では、補正前の額に3,390万円を追加し、限度額を1億5,390万円と定めております。公共施設等適正管理推進事業債の対象とでき得る事業費を精査した結果、追加するものでございます。

2、子ども・子育て支援事業では、補正前の額から270万円を減額し、限度額を5,580万円と定めております。

4、道路橋梁整備事業では、補正前の額から1,350万円を減額し、限度額を1,300万円と定めております。町道大坊奈目良線改良工事について、補助事業として手を挙げておりましたが、採択がなされなかったため、減額するものとなります。

7、防災対策事業では、補正前の額から10万円を減額し、限度額を390万円と定めております。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更ございません。

次のページをお願いいたします。

「第3表 繰越明許費」でございます。

年度内に事業が完了しなかったため、令和8年度への繰越しを行うものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、住宅耐震改修事業では600万円。

3項戸籍住民基本台帳費、番号制度関連システム改修事業では380万4,000円。

6款商工費、1項商工費、かみとんだ地域元気活性化商品券支給事業では1億8,840万円。

7款土木費、2項道路橋梁費、道路メンテナンス事業では1,250万円。

8款消防費、1項常備消防費、消防業務委託事業では483万7,000円。

2項非常備消防費、消防用車両購入事業では3,356万5,000円。

9款教育費、2項小学校費、照明設備改修事業では1億200万円、3項中学校費では、照明設備等改修事業3,230万円と、それぞれ定め、合計では3億8,340万6,000円と定めてございます。

次のページにいきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、このページから96ページまでは、恐れ入りますが、お目通しいたきますようお願いいたします。

内訳につきましては、歳出からご説明いたしますので、109ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、実績が確定したものや決算見込みにより減額するものが主なものとなりますので、これらにつきましては説明を省略させていただき、追加補正に係る主なものにつきましてご説明いたします。

3、歳出。

1款議会費、1項議会費では、補正前の額から341万4,000円を減額。

2款総務費にいきまして、1項総務管理費では、補正前の額から3,615万2,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

もう一つ次のページへいきまして、113ページをお願いいたします。

3項戸籍住民基本台帳費では、補正前の額に394万1,000円を追加。

1目戸籍住民基本台帳費、システム改修委託料645万3,000円につきましては、戸籍の附票への旧氏対応及び民法改正による共同親権対応に必要な改修となります。うち、戸籍の附票への旧氏対応部分380万3,000円につきましては、国補正予算により10分の10の補助対象となっております。

次のページをお願いいたします。

4項選挙費では、補正前の額から118万7,000円を減額。

6項監査委員費では、補正前の額に1万1,000円を追加。こちらは、2月に監査委員の交代があったため、報酬1か月分を追加するものになります。

次のページをお願いいたします。

3款民生費にいきまして、1項社会福祉費では、補正前の額から7,478万9,000円を減額。

3項児童福祉費では、補正前の額から1,063万5,000円を減額。

1目児童福祉総務費、病児保育事業負担金では、実績見込額に合わせて43万5,000円を追加してございます。

また、6目学童保育費、修繕料につきましては、岩田のなごみ学童保育所において、令和8年度より定員を70名から80名へと増員することに伴い、ロッカーや更衣室の修繕を行うものとして92万円を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

4項保険年金費では、補正前の額に10万5,000円を追加してございます。こちらは特別会計国民健康保険事業への繰出金でございます。

5項老人福祉費では、補正前の額から427万2,000円を減額。

1目老人福祉費、修繕料の16万4,000円につきましては、高齢者憩の家の消防設備やエアコンの修繕に係る費用を措置してございます。

4款衛生費にいきまして、1項保健衛生費では、補正前の額から697万2,000円を減額。

1目保健衛生費、産後ケア事業委託料につきましては、宿泊利用者の増などが見込まれることから100万円を追加措置してございます。

次のページをお願いいたします。

5款農林水産業費にいきまして、1項農業費では、補正前の額から1,259万8,000円を減額。

2項林業費では、補正前の額から100万9,000円を減額。

2目林業振興費、こちらの消耗品費につきましては、上富田町新生児用木製品給付事業につきまして、希望する商品の偏りにより贈呈用の木製品が不足したため、お食い初めセット20個分として30万円を追加措置してございます。

また、その下、上富田町紀州材活用住宅支援事業補助金につきましては、5件分50万円を追加措置してございます。

その下、森林環境譲与税活用基金積立金につきましては、当該基金を財源とする事業の減に伴い、余剰分を積み立てるもので、89万1,000円を追加してございます。

次のページをお願いいたします。

6款商工費にいきまして、1項商工費では、補正前の額から1,774万1,000円を減額してございます。

2目観光振興費、18節負担金、補助及び交付金では、紀州口熊野マラソン実行委員会補助金30万円と富田川友遊フェスティバル実行委員会への補助金として40万9,000円を追加措置してございます。この富田川友遊フェスティバル実行委員会への補助金につきましては、キリンビール様の「晴れ風ACTION」という全国各地の花火大会を応援する事業による寄付金を財源とするものになります。

7款土木費にいきまして、1項土木管理費では、補正前の額に51万円を追加。

1目土木総務費、県営急傾斜地崩壊対策事業費負担金につきましては、生馬口の急傾斜地に係る事業につきまして、事業費増に伴う負担金追加分としまして101万円を追加措置してございます。

2項道路橋梁費では、補正前の額から4,710万5,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

3項河川費では、補正前の額から60万円を減額。

4項都市計画費では、補正前の額から60万円を減額。

5項住宅費では、補正前の額から77万9,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

6項地籍調査費では、補正前の額から667万5,000円を減額。

8款消防費にいきまして、1項消防費では、補正前の額から165万2,000円を減額。

2目非常備消防費、7節報償費の消防団員退職報償金につきましては、4名分を追加しまして284万5,000円を追加措置してございます。消防団員の退職者の合計は7名となっております。

続きまして、9款教育費にいきまして、1項教育総務費では、補正前の額から155万円を減額。

次のページをお願いいたします。

2項小学校費では、補正前の額から1,134万円を減額。

3項中学校費では、補正前の額から711万4,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

4項学校給食費では、補正前の額から147万8,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

5項社会教育費では、補正前の額から181万5,000円を減額。

5目青少年健全育成費、こちらの田辺市・上富田町青少年センター協議会負担金につきましては、青少年センター職員の人件費増に伴う負担金の増として30万円を追加措置してございます。

次のページをお願いいたします。

7目の文化会館費、光熱水費につきましては、電気代の上昇分として110万円を追加措置してございます。

6項保健体育費につきましては、補正前の額から7万2,000円を減額。

次のページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しいただきますようお願いいたします。

それでは、歳入内訳についてご説明いたしますので、97ページをお願いいたします。

2、歳入。

1 款町税、1 項町民税では、補正前の額から1,300万円を減額。

2 項固定資産税では、補正前の額から3,000万円を減額。

3 項軽自動車税では、補正前の額から220万円を減額。

1 4 款使用料及び手数料、1 項使用料では、補正前の額から19万7,000円を減額。

1 5 款国庫支出金、1 項国庫負担金では、補正前の額から1,077万2,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

2 項国庫補助金では、補正前の額から2,916万9,000円を減額。

1 目総務費国庫補助金、3 節の戸籍住民基本台帳費補助金につきましては、システム改修に係る補助金として380万3,000円を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

3 項委託金では、補正前の額から169万1,000円を減額。

1 6 款県支出金にいきまして、1 項県負担金では、補正前の額から163万円を減額。

2 項県補助金では、補正の額から1,974万円を減額。

次のページをお願いいたします。

3 項委託金では、補正前の額から137万3,000円を減額。

1 7 款財産収入にいきまして、1 項財産運用収入では、補正前の額に25万2,000円を追加。利子分の追加でございます。

次のページをお願いいたします。

1 8 款寄付金にいきまして、1 項寄付金では、補正前の額に120万9,000円を追加。

2 目の総務費寄付金では、企業版ふるさと納税寄付金2社分として80万円を追加措置してございます。

また、3 目商工費寄付金につきましては、キンビール様の「晴れ風ACTION」による分として40万9,000円を措置してございます。

1 9 款繰入金にいきまして、2 項基金繰入金では、補正前の額から1億5,247万円を減額。

9 目の財政調整基金繰入金につきましては、1億357万4,000円を減額し、3億2,008万5,000円を繰り入れる予定としてございます。

次のページをお願いいたします。

3項財産区繰入金では、補正前の額から235万9,000円を減額。

21款諸収入にいきまして、3項雑入では、55万8,000円を追加。

消防団員の退職報償金につきましては、共済からの退職報償金として284万5,000円を追加措置してございます。

22款町債にいきまして、1項町債では、補正前の額に1,760万円を追加。

1目総務債の庁舎整備事業債3,390万円につきましては、今回の庁舎改修におけるバリアフリー化に係る事業費を公共施設等適正管理推進事業債のユニバーサルデザイン化事業の対象とするもので、対象部分の見直しにより3,390万円を追加してございます。

全体としましては、この追加により、1億5,390万円をこの起債の対象とすることにより、この起債の30%が交付税措置となる予定でございます。

以上が今回の補正予算の内容でございます。

議案第15号、議案第16号につきまして、ご承認賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

住民課長、笠松君。

○住民課長（笠松由希）

よろしく願いいたします。

私からは、議案第17号につきまして説明させていただきます。

139ページをお願いいたします。

議案第17号、令和7年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）。

令和7年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,730万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億8,820万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月3日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

3款県支出金では、補正前の額から3,500万円を減額し、12億8,544万1,

000円と定めています。

5款繰入金では、補正前の額から230万8,000円を減額。

以上、歳入合計といたしまして、補正前の額から3,730万8,000円を減額し、18億8,820万3,000円と定めています。

続きまして、歳出です。

1款総務費では、補正前の額から30万円を減額し、6,158万3,000円と定めています。

2款保険給付費では、補正前の額から3,500万円を減額。

3款国民健康保険事業費納付金では、補正はございません。

4款保健事業費では、補正前の額から200万8,000円を減額。

以上、歳出合計といたしまして、補正前の額から3,730万8,000円を減額し、18億8,820万3,000円と定めています。

次のページをお願いいたします。

141ページから143ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどをよろしくをお願いいたします。

144、145ページをお願いいたします。

2、歳入です。

3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金では3,500万円を減額。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では10万5,000円を追加。

5款繰入金、2項基金繰入金、1目国民健康保険基金繰入金では241万3,000円を減額。

続きまして、146、147ページをお願いいたします。

3、歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では30万円を減額。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目療養給付費では3,000万円を減額。

2款保険給付費、2項高額療養費、1目高額療養費では500万円を減額。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分から148、149ページをお願いいたします。

同じく、3款、3項介護納付金分までにつきましては、財源内訳の変更になります。

4款保健事業費、1項保健事業費、1目保健衛生普及費では160万円を減額。

4款保健事業費、2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費では40万8,000円を減額。

全体といたしまして、決算見込みによる減額補正となります。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

長寿課長、宮本君。

○長寿課長（宮本真里）

よろしくお願い致します。

150ページをお願い致します。

私からは、議案第18号についてご説明いたします。

議案第18号、令和7年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第4号）。

令和7年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,007万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億7,816万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月3日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願い致します。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

3款国庫支出金では、補正前の額より493万8,000円を減額、3億9,105万9,000円と定めております。

4款支払基金交付金で、補正前の額より540万円を減額。

5款県支出金で、補正前の額より250万円を減額。

7款繰入金で、補正前の額より824万円を減額。

歳入合計では、補正前の額から2,107万8,000円を減額し、17億7,816万2,000円と定めています。

歳出です。

1款総務費では、補正前の額から107万8,000円を減額し、5,001万8,000円と定めています。

2款保険給付費で2,000万円を減額。

歳出合計では、補正前の額より2,107万8,000円を減額し、17億7,816万2,000円と定めています。

次のページから154ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきまし

では、恐れ入りますが、お目通しくださいますようお願いいたします。

155ページをお願いします。

2、歳入。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金では400万円を減額。

2項国庫補助金、1目調整交付金では93万8,000円を減額。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金では540万円を減額。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金では250万円を減額。

7款繰入金、1項一般会計繰入金では、合計で357万8,000円を減額。

157ページをお願いします。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金では466万2,000円を減額しています。

159ページをお願いします。

3、歳出。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では109万7,000円を減額。

2項徴収費、1目賦課徴収費では1万9,000円を追加。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費では2,000万円を減額、居宅介護サービス給付費を減額しています。

161ページから162ページ、給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しくださいますようお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

建設課長、谷本君。

○建設課長（谷本和久）

よろしくお願いたします。

私からは、議案第19号についてご説明申し上げます。

163ページをお願いいたします。

議案第19号、令和7年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第3号）。

令和7年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,574万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,139万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月3日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

2款諸収入では、補正前の額から6,574万7,000円を減額し、1,530万3,000円と定めてございます。

歳入合計では、補正前の額から6,574万7,000円を減額し、1億4,139万4,000円と定めてございます。

歳出でございます。

1款宅地造成費では、補正前の額から4,649万円を減額し、3,409万2,000円と定めてございます。

3款予備費では、補正前の額から1,925万7,000円を減額。

歳出合計では、補正前の額から6,574万7,000円を減額し、1億4,139万4,000円と定めてございます。

次の165ページから167ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しいたきますようお願いいたします。

168、169ページをお願いいたします。

2、歳入です。

2款諸収入、1項収益事業収入及び雑入、1目宅地造成事業収入では、補正前の額から6,580万1,000円を減額。

2目雑入では、補正前の額に5万4,000円を追加。

170、171ページをお願いいたします。

3、歳出です。

1款宅地造成費、1項宅地造成管理費、1目宅地造成事業費では、補正前の額から4,649万円を減額。決算見込みによる減額補正でございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費では、補正前の額から1,925万7,000円を減額しております。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

教育委員会事務局副局長、吉田君。

○教育委員会事務局副局長（吉田忠弘）

よろしくお願ひいたします。

私からは、議案第20号についてご説明申し上げます。

172ページをお願いいたします。

議案第20号、令和7年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第1号）。

令和7年度上富田町の特別会計奨学事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ294万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ359万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月3日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

1款財産収入では、補正前の額に2万7,000円を追加。

2款繰越金では、補正前の額から1,000円を減額。

3款諸収入では、補正前の額から18万円を減額。

4款繰入金では、補正前の額から279万円を減額。

以上、歳入合計では、補正前の額から294万4,000円を減額し、359万6,000円と定めてございます。

続いて、歳出です。

1款総務費では、補正前の額から294万4,000円を減額。

歳出合計では、補正前の額から294万4,000円を減額し、359万6,000円と定めてございます。

次の174ページから176ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

177、178ページをお願いいたします。

2、歳入です。

1款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金では、補正前の額に2万7,000円を追加。

2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金では1,000円を減額。

3款諸収入、2項貸付金元利収入、1目奨学事業貸付金元利収入では18万円を減額。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目奨学基金繰入金では279万円を減額。

次のページをお願いいたします。

3、歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、補正前の額から294万4,000円を減額。主な内訳ですが、20節貸付金、奨学貸付金について、当初の見込みより貸付件数が少なかったため減額しております。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

13時30分まで昼食休憩といたします。

休憩 午前 11時31分

再開 午後 1時27分

○議長（大石哲雄）

再開します。

午前中に引き続き、提案理由の説明を求めます。

税務課長、三浦君。

○税務課長（三浦 誠）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第21号についてご説明申し上げます。

議案第21号、令和7年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第2号）。

令和7年度上富田町の特別会計朝来財産区補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ600万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ760万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月3日提出、上富田町朝来財産区管理者、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

1款財産収入では、補正前の額に46万2,000円を追加し、478万5,000

円と定めています。

3款繰入金では、補正前の額から646万8,000円を減額。

歳入合計では、補正前の額から600万6,000円を減額し、760万7,000円と定めています。

歳出です。

1款委員会費では、補正前の額から48万7,000円を減額し、139万2,000円と定めています。

2款総務費では、補正前の額から551万9,000円を減額。

歳出合計では、補正前の額から600万6,000円を減額し、760万7,000円と定めています。

次の183ページから185ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしく申し上げます。

186、187ページをお願いします。

歳入です。

1款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入では、補正前の額に46万2,000円を追加しています。

3款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金、補正前の額に646万8,000円の減額となります。

次の188ページ、189ページをお願いします。

3、歳出です。

1款委員会費、1項委員会費、1目管理委員会費では、補正前の額から48万7,000円を減額しています。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、補正前の額から551万9,000円を減額しています。内訳につきましては、各節の記載のとおりでございます。

全体といたしまして、決算見込みによる減額の補正となります。

以上、ご承認賜りますようよろしく申し上げます。

○議長（大石哲雄）

総務課副課長、目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

私からは、議案第22号についてご説明いたします。

191ページをお願いいたします。

議案第22号、令和8年度上富田町一般会計予算。

令和8年度上富田町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ88億400万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年3月3日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第1表につきましては、歳入歳出それぞれ款の金額のみを読み上げます。項の金額につきましては、恐れ入りますが、お目通しいただきますようよろしくをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入です。

1款町税では20億1,772万8,000円と定めております。

2款地方譲与税では7,781万9,000円。

3款利子割交付金では100万円。

4款配当割交付金では2,000万円。

5款株式等譲渡所得割交付金では2,000万円。

6款法人事業税交付金では2,000万円。

7款地方消費税交付金では3億8,000万円。

8款ゴルフ場利用税交付金では1,000万円。

9款環境性能割交付金では100万円。

- 1 0 款地方特例交付金では3, 2 0 0 万円。
- 1 1 款地方交付税では2 3 億1, 5 0 0 万円。
- 1 2 款交通安全対策特別交付金では1 0 0 万円。
- 1 3 款分担金及び負担金では1, 3 0 0 万7, 0 0 0 円。
- 1 4 款使用料及び手数料では1 億9 5 7 万8, 0 0 0 円。
- 1 5 款国庫支出金では1 2 億2, 1 6 7 万1, 0 0 0 円。
- 1 6 款県支出金では6 億8, 5 6 7 万6, 0 0 0 円。
- 1 7 款財産収入では3, 0 0 4 万5, 0 0 0 円。
- 1 8 款寄付金では5 億5 1 0 万円。
- 1 9 款繰入金では1 1 億5, 7 7 3 万6, 0 0 0 円。

次のページをお願いいたします。

- 2 0 款繰越金では1, 0 0 0 万円。
- 2 1 款諸収入では8, 6 1 4 万円。
- 2 2 款町債では8, 9 5 0 万円。

以上、歳入合計では、8 8 億4 0 0 万円と定めております。

続きまして、歳出でございます。

- 1 款議会費では8, 6 8 4 万2, 0 0 0 円。
- 2 款総務費では1 7 億2 4 6 万円。
- 3 款民生費では3 0 億2, 1 8 8 万3, 0 0 0 円。
- 4 款衛生費では9 億4, 3 9 2 万円。
- 5 款農林水産業費では2 億9, 8 3 8 万4, 0 0 0 円。
- 6 款商工費では3 億9, 9 3 8 万8, 0 0 0 円。
- 7 款土木費では5 億4, 4 2 4 万8, 0 0 0 円。

次のページをお願いいたします。

- 8 款消防費では2 億2, 1 6 6 万4, 0 0 0 円。
- 9 款教育費では1 0 億1, 1 1 9 万9, 0 0 0 円。
- 1 0 款災害復旧費では5 1 0 万円。
- 1 1 款公債費では5 億5, 8 9 1 万2, 0 0 0 円。
- 1 2 款予備費では1, 0 0 0 万円。

以上、歳出合計では、8 8 億4 0 0 万円と定めてございます。

次のページをお願いいたします。

「第2表 債務負担行為」でございます。

消防用車両購入事業、期間は令和9年度まで、限度額を3, 0 0 0 万円と定めており

ます。

こちらは、第3分団へ配備予定となるポンプ車の購入に係るものでございます。

車両購入から消防ポンプ等の装備に相当の期間を要するため、債務負担行為の承認を求めらるるものでございます。

次のページをお願いいたします。

「第3表 地方債」です。

1、福祉施設等整備事業では、限度額を1,170万円と定めております。

2、子ども・子育て支援事業では、限度額を2,160万円。

3、災害援護資金では、限度額を350万円。

4、道路橋梁等整備事業では、限度額を4,180万円。

5、消防施設等整備事業では、限度額を450万円。

6、公民館整備事業では、限度額を640万円と、それぞれ定め、合計で8,950万円と限度額を定めてございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、恐れ入りますが、お目通しいたぎますようお願いいたします。

199ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書、1、このページの総括以降、最後のページまでは、恐れ入りますが、お目通しいたぎますようお願いいたします。

以上が今回の予算の内容でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

住民課長、笠松君。

○住民課長（笠松由希）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第23号及び第24号につきましてご説明させていただきます。

362ページをお願いいたします。

議案第23号、令和8年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算。

令和8年度上富田町の特別会計国民健康保険事業の予算は、次に定めるところによる歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億9,111万4,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年3月3日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入です。

1款国民健康保険税では3億7,922万5,000円と定めています。

2款使用料及び手数料では1万円。

3款国庫支出金では324万5,000円。

4款県支出金では12億8,422万3,000円。

5款財産収入では24万3,000円。

6款繰入金では2億1,911万3,000円。

7款繰越金では1万円。

8款諸収入では504万5,000円。

以上、歳入合計といたしまして、18億9,111万4,000円と定めています。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

1款総務費では6,186万円と定めています。

2款保険給付費では12億4,582万5,000円。

3款国民健康保険事業費納付金では5億4,159万円。

4款保健事業費では3,784万6,000円。

5款基金積立金では24万3,000円。

6款公債費では75万円。

7款諸支出金では200万円。

次のページをお願いいたします。

8款予備費では100万円。

以上、歳出合計といたしまして、18億9,111万4,000円と定めています。

次の366ページ、歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終の392ページまでにつきましては、恐れ入りますが、お目通しいたきますようよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第24号につきまして説明させていただきます。

393ページをお願いいたします。

議案第24号、令和8年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算。

令和8年度上富田町の特別会計後期高齢者医療の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億1,625万9,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年3月3日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入です。

1款保険料では1億7,573万2,000円と定めています。

2款使用料及び手数料では1,000円。

3款繰入金では2億3,861万4,000円。

4款繰越金では1万円。

5款諸収入では190万2,000円。

以上、歳入合計といたしまして、4億1,625万9,000円と定めています。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

1 款総務費では1, 4 2 5 万 8, 0 0 0 円と定めています。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金では3 億 9, 6 9 5 万 8, 0 0 0 円。

3 款保健事業費では4 7 5 万 5, 0 0 0 円。

4 款公債費では1 8 万 8, 0 0 0 円。

5 款諸支出金では1 0 万円。

以上、歳出合計といたしまして、4 億 1, 6 2 5 万 9, 0 0 0 円と定めています。

次の3 9 6 ページ、歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終の4 0 9 ページまでにつきましては、恐れ入りますが、お目通しいただきますようよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

長寿課長、宮本君。

○長寿課長（宮本真里）

お願いいたします。

私からは、議案第 2 5 号についてご説明いたします。

4 1 0 ページをお願いします。

議案第 2 5 号、令和 8 年度上富田町特別会計介護保険予算。

令和 8 年度上富田町の特別会計介護保険の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 7 億 4, 0 0 4 万 9, 0 0 0 円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第 2 条、地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2 億円と定める。

歳出予算の流用。

第 3 条、地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年3月3日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入です。

1款保険料では3億4,160万円と定めています。

2款使用料及び手数料で1,000円。

3款国庫支出金で3億9,580万5,000円。

4款支払基金交付金で4億4,161万1,000円。

5款県支出金で2億3,885万5,000円。

6款財産収入で19万7,000円。

7款繰入金で3億1,051万7,000円。

8款繰越金で1万円。

9款諸収入で1,145万3,000円。

歳入合計では、17億4,004万9,000円と定めています。

次のページをお願いします。

歳出です。

1款総務費では5,440万4,000円と定めています。

2款保険給付費で15億6,392万円。

3款公債費で150万円。

4款地域支援事業費で1億1,952万8,000円。

5款諸支出金で50万円。

6款基金積立金で19万7,000円。

歳出合計では、17億4,004万9,000円と定めています。

次のページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終ページ445ページまでにつきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

建設課長、谷本君。

○建設課長（谷本和久）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第26号についてご説明申し上げます。

446ページをお願いいたします。

議案第26号、令和8年度上富田町特別会計宅地造成事業予算。

令和8年度上富田町の特別会計宅地造成事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,065万6,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年3月3日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1款財産収入では27万3,000円と定めてございます。

2款諸収入で5,037万3,000円。

4款繰越金で1万円。

歳入合計では、5,065万6,000円と定めてございます。

歳出でございます。

1款宅地造成費では5,020万6,000円と定めてございます。

2款公債費で45万円。

歳出合計では、5,065万6,000円と定めてございます。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終459ページまでにつきましては、恐れ入りますが、お目通しいただきますようお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

教育委員会事務局副局長、吉田君。

○教育委員会事務局副局長（吉田忠弘）

よろしく願いいたします。

私からは、議案第27号についてご説明申し上げます。

460ページをお願いします。

議案第27号、令和8年度上富田町特別会計奨学事業予算。

令和8年度上富田町の特別会計奨学事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ635万2,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月3日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入です。

1 款財産収入で5万5,000円と定めています。

2 款繰越金で1,000円。

3 款諸収入で342万1,000円。

4 款繰入金で287万5,000円。

以上、歳入合計を635万2,000円と定めてございます。

歳出です。

1 款総務費では635万2,000円。

歳出合計を635万2,000円と定めてございます。

次の462ページ、歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終の469ページにつきましては、恐れ入りますが、お目通しいたきますようお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

税務課長、三浦君。

○税務課長（三浦 誠）

よろしく願いいたします。

議案第28号についてご説明いたします。

議案第28号、令和8年度上富田町特別会計朝来財産区予算。

令和8年度上富田町の特別会計朝来財産区の予算は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,512万5,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月3日提出、上富田町朝来財産区管理者、上富田町長奥田誠。
次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1款財産収入では429万2,000円と定めています。

2款繰越金で1万円。

3款繰入金で1,082万3,000円。

歳入合計としまして、1,512万5,000円と定めてございます。

歳出でございます。

1款委員会費100万4,000円と定めています。

2款総務費1,412万1,000円。

歳出合計としまして、1,512万5,000円と定めてございます。

次の472ページ、歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終479ページまでは、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

上下水道課長、谷本君。

○上下水道課長（谷本 誠）

よろしく申し上げます。

私からは、議案第29号についてご説明申し上げます。

480ページをお願いします。

議案第29号、令和8年度上富田町水道事業会計予算。

総則。

第1条、令和8年度上富田町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。
業務の予定量。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

1、給水戸数7,600戸。2、年間総配水量657万立方メートル。3、1日平均

配水量1万8,000立方メートル。4、主要な建設改良事業の概要、配水設備改良事業費2億3,737万円。

次のページをお願いします。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益5億4,690万5,000円。第1項営業収益4億8,887万3,000円。第2項営業外収益5,803万円。第3項特別利益2,000円。

支出。

第1款水道事業費用5億4,737万8,000円。第1項営業費用5億1,128万6,000円。第2項営業外費用3,309万1,000円。第3項特別損失1,000円。第4項予備費300万円。

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億3,484万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億5,546万6,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,120万4,000円、減債積立金5,817万8,000円で補填するものとする。

収入。

第2款資本的収入6,120万円。第1項工事負担金400万円。第2項他会計負担金30万円。第3項企業債5,690万円。

支出。

第2款資本的支出2億9,604万8,000円。第1項建設改良費2億3,787万円。第2項企業債償還金5,817万8,000円。

次のページをお願いします。

企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、配水設備改良事業費、限度額、5,690万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしく願いいたします。

一時借入金。

第6条、一時借入金の限度額は、5億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との相互の流用。

次のページをお願いします。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費6,389万3,000円。

たな卸資産購入限度額。

第9条、たな卸資産の購入限度額は、1,500万円と定める。

令和8年3月3日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

この485ページから最終514ページまでの予算に関する説明書につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（大石哲雄）

上下水道課副課長、陸平君。

○上下水道課副課長（陸平将史）

よろしくをお願いします。

私からは、議案第30号をご説明いたします。

515ページをお願いします。

議案第30号、令和8年度上富田町下水道事業会計予算。

総則。

第1条、令和8年度上富田町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

1、水洗化戸数2,800戸。2、年間有収水量74万4,000立方メートル。3、一日平均有収水量2,000立方メートル。4、主要な建設改良事業の概要、処理場改良事業費150万円。

次のページをお願いします。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款公共下水道事業収益1億9,218万6,000円。第1項営業収益5,602万5,000円。第2項営業外収益1億3,616万円。第3項特別利益1,000円。

第2款農業集落排水事業収益1億9,668万6,000円。第1項営業収益6,179万7,000円。第2項営業外収益1億3,488万7,000円。第3項特別利益2,000円。

次のページをお願いします。

支出。

第1款公共下水道事業費用1億9,168万6,000円。第1項営業費用1億7,060万6,000円。第2項営業外費用2,107万9,000円。第3項特別損失1,000円。

第2款農業集落排水事業費用1億9,618万6,000円。第1項営業費用1億8,509万4,000円。第2項営業外費用1,109万1,000円。第3項特別損失1,000円。

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,700万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金5,826万2,000円、当年度分損益勘定留保資金2,838万1,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額36万円で補填するものとする。

収入。

第1款公共下水道事業資本的収入7,259万1,000円。第1項補助金1,802万9,000円。第2項他会計出資金5,456万2,000円。

第2款農業集落排水事業資本的収入7,303万2,000円。第1項補助金338万9,000円。第2項他会計出資金6,964万3,000円。

次のページをお願いします。

支出。

第1款公共下水道事業資本的支出1億2,641万円。第1項建設改良費150万円。第2項企業債償還金1億2,491万円。

第2款農業集落排水事業資本的支出1億621万6,000円。第1項建設改良費2

50万円。第2項企業債償還金1億371万6,000円。

次のページをお願いします。

一時借入金。

第5条、一時借入金の限度額は、2億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第6条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との相互の流用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費1,339万1,000円。

他会計からの補助金。

第8条、下水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億7,331万3,000円である。

令和8年3月3日提出、上富田町長奥田誠。

なお、521ページから最終552ページにつきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

建設課副課長、樫本君。

○建設課副課長（樫本貴寿）

よろしく願いいたします。

私からは、議案第31号と議案第32号についてご説明申し上げます。

553ページをお願いいたします。

議案第31号、町道路線の認定について。

道路法第8条第1項の規定に基づき、別紙のとおり町道路線を認定することについて、同条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年3月3日提出、上富田町長奥田誠。

理由でございます。

令和4年度から実施している道路台帳整備に伴い、町道として一般の用に供するため、本案を提出するものであります。

次のページをお願いいたします。

町道路線認定調書でございます。

今回、5路線を新規認定するものになります。

路線番号1275、路線名金谷1号支線、延長55.1メートル、幅員6.00メートル。

路線番号2147、路線名大坊11号線、延長76.37メートル、幅員6.00メートル。

路線番号2148、路線名大坊稲葉根支線、延長86.65メートル、幅員最大6.50メートル、最小6.00メートル。

路線番号2149、路線名親ノ谷1号線、延長38.78メートル、幅員最大6.36メートル、最小3.63メートル。

路線番号4061、路線名生馬橋北線、延長75.01メートル、幅員最大9.20メートル、最小が6.70メートル。

以上、5路線合計331.93メートルになります。

なお、路線番号1275金谷1号支線から路線番号2149の親ノ谷1号線の4路線につきましては、民間事業者の宅地造成等により当町に寄付された道路になります。

また、路線番号4061生馬橋北線につきましては、過去に県道上富田すさみ線の改良に伴い県から払下げを受けた公衆用道路であります。

次のページから561ページまで、参考資料としまして、認定路線調書と認定路線位置図を添付しておりますので、恐れ入りますが、お目通しいただきますようお願いいたします。

何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第32号についてご説明申し上げます。

562ページをお願いいたします。

議案第32号、町道路線の変更について。

道路法第10条第2項の規定に基づき、別紙のとおり町道路線を変更することについて、同条第3項において準用する第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年3月3日提出、上富田町長奥田誠。

理由でございます。

令和4年度から実施している道路台帳整備に伴い、町道路線の起点または終点位置の変更が必要であるため、本案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

町道路線変更調書でございます。

今回、5路線を変更するものになります。

路線番号209、路線名上田熊線、延長1156.06メートルから1064.90メートルに91.16メートルを短縮。

路線番号2048、路線名篝谷線、延長1182.45メートルから1156.36メートルに26.09メートルを短縮。

路線番号2144、路線名はるかぜ1号支線、延長31.00メートルから83.03メートルに52.03メートルを延長。

路線番号3042、路線名大芝堤防線、延長1184.23メートルから997.91メートルに186.32メートルを短縮。

路線番号4031、路線名払合線、延長2047.84メートルから1918.05メートルに129.79メートルを短縮。

以上、5路線合計381.33メートルの短縮となります。

なお、路線番号209上田熊線、路線番号2048篝谷線、路線番号3042大芝堤防線、路線番号4031払合線の4路線につきましては、県道の改良工事などに伴い起点または終点位置を変更するものであります。

また、路線番号2144はるかぜ1号支線につきましては、民間事業者の宅地造成により、既存町道に新設道路が取りつくことから、終点位置を変更し、延長するものであります。

次のページから570ページまで、参考資料としまして変更路線調書と路線変更位置図を添付しておりますので、恐れ入りますが、お目通しいただきますようお願いいたします。

なお、参考としまして、今回提出しました町道路線の認定と変更で49.4メートルの短縮となり、町道路線につきましては677路線、総延長が224.50キロメートルとなります。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

14時30分まで休憩します。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時27分

○議長（大石哲雄）

再開します。

お諮りします。

ここで、日程の順序を変更し、日程第15 議案第15号、令和7年度上富田町一般会計補正予算（第8号）を先に審議したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第15 議案第15号、令和7年度上富田町一般会計補正予算（第8号）を先に審議することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時28分

○議長（大石哲雄）

再開します。

日程第15 議案第15号、令和7年度上富田町一般会計補正予算（第8号）を議題とし、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

84ページの町債について、お聞きします。これ、財政調整基金を減らして町債にしているのは、何かメリットがあるから、借金をしてまでという予算を出していると思うんですけど、そのメリットについて、ちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（大石哲雄）

総務課副課長、目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

質疑にお答えいたします。

こちらの町債、教育債、学校教育施設等整備事業債につきましては、交付税措置の割合が50%の起債になってございます。後ほど元利償還金に対して50%の割合で交付

税措置がなされるものでございますので、活用した方が町にとって有利であると考えております。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより日程第15 議案第15号、令和7年度上富田町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております日程第22 議案第22号、令和8年度上富田町一般会計予算から日程第30 議案第30号、令和8年度上富田町下水道事業会計予算までの9件については、委員会条例第5条の規定に基づき、10人をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第22号から議案第30号につきましては、予算審査特別委員会を設置し、それに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条の規定に基づきまして、議長を除く全議員を指名いたしますので、よろしくお

願いいたします。

暫時休憩をいたしますので、委員会を開催していただき、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 3時00分

○議長（大石哲雄）

再開します。

予算審査特別委員会委員長、副委員長の互選をしていただきましたので、報告いたします。

委員長に8番、中井照恵君、副委員長に2番、栗田八郎君が就任されました。

委員長はじめ委員の皆様方には、大変ご苦労さまですが、よろしく願いをいたします。

△延 会

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本日のこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

次回は3月10日、午前9時00分となっておりますので、ご参集願います。

延会 午後3時01分